

# 猶予の申請の手引き

## <市税等の猶予制度のあらまし>

納税者又は特別徴収義務者（以下「納税者等」という。）がその納付すべき市税等（市税、国民健康保険税、個人県民税、延滞金、滞納処分費、加算金をいう。以下、本手引きにおいて同じ。）をその納期限までに納付していない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

ただし、市税等を一時に納付することが困難な理由がある場合には、担当課（北部・南部市税事務所納税課を言う。詳細は4ページ参照。）に申請することにより、財産の換価（売却）や差押えなどの猶予が認められる場合があります。

### 1 換価の猶予

市税等を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合に、申請に基づいて差押財産の換価（売却）が猶予される制度です。

### 2 徴収猶予

災害、病気、事業の休廃業などによって市税等を一時に納付することができないと認められる場合や、本来の期限から1年以上経って納付すべき税額が確定した市税等を一時に納付することができない理由があると認められる場合に、申請に基づいて徴収が猶予される制度です。

## <猶予を受けることができる場合>

⇒ **換価の猶予は、次の①～⑤の全てに該当する場合のみです。（詳細は5ページ参照）**

- ① 市税等を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること
- ③ 換価の猶予を受けようとする市税等を除く市税等の滞納がないこと
- ④ 納付すべき市税等の納期限から6か月以内に『**換価の猶予申請書**』が担当課に提出されていること
- ⑤ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること

⇒ **徴収猶予は、次の①～④の全てに該当する場合のみです。（詳細は22ページ参照）**

- ① 次のいずれかに該当する事実（**猶予該当事実**）があること
  - イ 納税者等がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったこと
  - ロ 納税者等又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
  - ハ 納税者等がその事業を廃止し、又は休止したこと
  - ニ 納税者等がその事業につき著しい損失を受けたこと
  - ホ 納税者等に上記イ～ニに類する事実があったこと
- ② 猶予該当事実に基づき、納付すべき市税等を一時に納付することができないと認められること
- ③ 『**徴収猶予申請書**』が担当課に提出されていること
- ④ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること

上記のほか、本来の期限から1年以上経過した後納付すべき市税等が確定した場合の徴収猶予があります。

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税等を完納することができる」と認められる期間に限られます。

## <猶予の効果>

### ⇒ 換価の猶予が認められると…

- ① 既に差押えを受けている財産の換価（売却）が猶予されます。
- ② 差押えにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産については、差押えが猶予（又は差押えが解除）される場合があります。
- ③ 換価の猶予が認められた期間中の延滞金の一部が免除されます。（※）

### ⇒ 徴収猶予が認められると…

- ① 新たな差押えや換価（売却）などの滞納処分の執行を受けません。
- ② 既に差押えを受けている財産がある場合には、担当課に申請することにより、その差押えが解除される場合があります。
- ③ 徴収猶予が認められた期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。（※）

（※） 延滞金の全部又は一部免除の対象は、猶予が認められた期間中に限られます。猶予が取り消された場合、取消しとなった日以降の期間については通常の延滞金計算が適用されます。

## <手続の流れ>

### 猶予を受けるための要件の確認

#### ① 換価の猶予 (⇒5ページ)

市税等を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあり、かつ、納税に対する誠実な意思を有すると認められる場合は、猶予を受けようとする市税等の納期限から6か月以内の申請により換価の猶予を受けることができます。

#### ② 徴収猶予 (⇒22ページ)

災害、病気、事業の休廃業などによって、市税等を一時に納付することができないと認められる場合は、申請により徴収猶予を受けることができます。

また、本来の期限から1年以上経って納付すべき税額が確定した市税等を一時に納付することができないと認められる場合は、その市税等の納期限までに申請することにより、徴収猶予を受けることができます。



### 申請書等の作成・提出

『換価の猶予申請書』又は『徴収猶予申請書』に、必要な書類を添付して、担当課に提出します。

○ 『換価の猶予申請書』の書き方 …… 8～9ページ

○ 『徴収猶予申請書』の書き方 …… 24～26ページ

○ 『財産収支状況書』の書き方 …… 10～21ページ

※ 上記の書式は、さいたま市ホームページからダウンロードできます。

※ 提出された書類は返却できませんので、ご注意願います。



### 提出された申請書等の審査 (⇒6、23ページ)

担当課では、提出された申請書及び添付書類の内容を確認して、猶予の承認・棄却や、猶予を承認する金額・期間などの審査を行います。

なお、申請書等の記載に不備がある場合は、一定期間内に補正していただく必要があります。



#### 猶予が承認（一部承認）された場合 (⇒6、23ページ)

猶予が承認（一部承認）された場合は、「猶予承認（一部承認）通知書」が送付されますので、その通知書に記載された分割納付計画のとおりになんて納付してください。

#### 棄却（却下）となる場合 (⇒6、23ページ)

一定の場合には、猶予が承認されないことがあります。この場合には、「猶予棄却（却下）通知書」が送付されます。



完納



#### 猶予の取消し等 (⇒7、23ページ)

一定の場合には、猶予が取り消されたり、猶予期間が短縮されることがあります。

なお、やむを得ない事情がある場合には、分割納付計画の変更や猶予期間の延長が認められることがあります。

■担当課

管轄地域等	所在地	担当課	係	電話番号	F A X
西区	大宮区吉敷町 1-124-1	北部 市税事務所 納税課	納税第1係 納税第2係 特別滞納整理係 法人納税係	048-646-3081 048-646-3049 048-646-3039 048-646-3043	048-646-3164
北区					
大宮区					
見沼区					
岩槻区					
法人					
中央区	浦和区常盤 6-4-21	南部 市税事務所 納税課	納税第1係 納税第2係 特別滞納整理係	048-829-1732 048-829-1733 048-829-1734	048-829-1964
桜区					
浦和区					
南区					
緑区					
さいたま市外					

■国民健康保険税に関する申請書の提出先

国民健康保険税に関する申請書は、各市税事務所の他に、各区役所保険年金課に提出することができます。

施設名	所在地	担当課	係	電話番号	F A X
西区役所	西区西大宮 3-4-2	保険年金課	国保係	048-620-2673	048-620-2768
北区役所	北区宮原町 1-852-1	保険年金課	国保係	048-669-6073	048-669-6167
大宮区役所	大宮区大門町 3-1	保険年金課	国保係	048-646-3073	048-646-3168
見沼区役所	見沼区堀崎町 12-36	保険年金課	国保係	048-681-6073	048-681-6168
中央区役所	中央区下落合 5-7-10	保険年金課	国保係	048-840-6073	048-840-6168
桜区役所	桜区道場 4-3-1	保険年金課	国保係	048-856-6183	048-856-6278
浦和区役所	浦和区常盤 6-4-4	保険年金課	国保係	048-829-6162	048-829-6234
南区役所	南区別所 7-20-1	保険年金課	国保係	048-844-7183	048-844-7278
緑区役所	緑区大字中尾 975-1	保険年金課	国保係	048-712-1183	048-712-1271
岩槻区役所	岩槻区本町 3-2-5	保険年金課	国保係	048-790-0174	048-790-0268

# I 換価の猶予

## 1 換価の猶予を受けることができる場合

次の①～⑤に掲げる要件の全てに該当する場合は、換価の猶予を受けることができます。

- ① 市税等を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること(\*1)
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること(\*2)
- ③ 換価の猶予を受けようとする市税等を除く市税等の滞納がないこと
- ④ 納付すべき市税等の納期限から6か月以内に『換価の猶予申請書』が担当課に提出されていること
- ⑤ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること(\*3)

\*1 「事業の継続を困難にするおそれがある」とは、事業に不要不急の資産を処分するなど、事業経営の合理化を行った後においても、なお市税等を一時に納付することにより、事業を休止又は廃止させるおそれがある場合をいいます。

また、「生活の維持を困難にするおそれがある」とは、市税等を一時に納付することにより、必要最低限の生活費程度の収入が確保できなくなる場合をいいます。

\*2 「納税について誠実な意思を有すると認められる」とは、納税者がその市税等を優先的に納付する意思を有していると認めることができることをいいます。

\*3 地方税法により担保として提供することができることとされている種類の財産は、次の1～6に掲げる財産であり、この中からなるべく処分の容易なもので、価額の変動のおそれが少ないものを選択してください。

- 1 国債及び地方債
- 2 地方団体の長が確実と認める社債(特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。)その他の有価証券
- 3 土地
- 4 保険に付した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械
- 5 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団
- 6 地方団体の長が確実と認める保証人の保証

※ 申請者が所有する財産以外でも、担保として提供できる場合があります。

なお、次の①～③のいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありません。

- ① 申請日現在の猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ② 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ③ 担保を提供することができない特別の事情(地方税法により担保として提供することができることとされている種類の財産がないなど)がある場合

## 2 猶予期間

換価の猶予を受けることができる期間は、1年(\*)の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税等を完納することができると認められる期間に限られます。

なお、換価の猶予を受けた市税等は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

\* 換価の猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に担当課に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

### 3 申請のための書類

換価の猶予の申請をする場合は、次の書類を担当課に提出してください。

#### (1) 猶予の審査のために必要となる書類

- 『換価の猶予申請書』  
(書き方は、8～9ページ)
- 『財産収支状況書』  
(書き方は、10～21ページ)

#### (2) 担保の提供に関する書類

担保を提供するためには、担保提供書や抵当権の設定のための書類（不動産等を担保とする場合）などを提出する必要がありますので、詳しくは担当課にお尋ねください。

### 4 提出された申請書等の審査

担当課では、必要な書類が提出されているか、必要な事項が記載されているかを確認し、換価の猶予の承認・棄却（却下）、猶予を承認する金額、期間などの審査を行います。

#### (1) 申請書等の補正

申請に当たって必要となる書類が提出されていない場合や、書類の記載に不備がある場合は、電話・通知等により補正をお願いすることがあります。

なお、担当課から補正通知書が送付された場合において、補正通知書の送付を受けた日の翌日から起算して20日以内に補正されないときは、猶予の申請を取り下げたものとみなされますので、ご注意ください。

#### (2) 申請内容の審査

担当課の職員が、申請者に対して、申請書や添付書類に記載された内容（一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細、財産の状況、収支の実績及び見込み等）について質問をしたり、帳簿書類等を確認させていただくことがあります。

※ 換価の猶予の申請があった場合、又は換価の猶予が承認された場合であっても、その猶予を受けようとする市税等について督促状がまだ送付されていないときには、督促状が申請者に送付されますのでご了承ください。

### 5 猶予が承認（一部承認）された場合

換価の猶予が承認（一部承認）された場合には、「換価の猶予承認（一部承認）通知書」が申請者に送付されますので、その通知書に記載された分割納付計画のとおり納付してください。

なお、担当課での審査の結果により、申請書に記載された猶予を受けようとする金額の一部についてのみ承認される場合、猶予を受けようとする期間よりも短い猶予期間により承認される場合、又は申請書に記載された分割納付計画と異なる内容の分割納付計画により承認される場合があります。このような一部承認に不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

### 6 棄却（却下）となる場合

次のいずれかに該当するときは、換価の猶予を承認することができません。

なお、猶予の棄却（却下）に不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

- ① 猶予の要件（⇒5ページの1の①～⑤）に該当しないとき。
- ② 申請者について強制換価手続（\*1）が開始されたとき、法人である申請者が解散したとき、申請者が市税

等の滞納処分の執行を免れたと認められるときなどにおいて、猶予を受けようとする市税等を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。

- ③ 申請者が、猶予の審査をするために担当課の職員が行う質問に対して回答せず、又は帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき(\*2)。
- ④ 不当な目的で猶予の申請がされたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき(\*3)。

\*1 「強制換価手続」とは、滞納処分、強制執行、破産手続などをいいます。

\*2 「帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき」とは、具体的には、言動や行動で検査を承諾しない場合、検査に障害を与える場合、検査の対象から免れる場合などが該当します。

\*3 「申請が誠実にされたものでないとき」とは、猶予の申請が棄却(却下)又はみなし取下げとなった後に、同一の市税等について再度猶予の申請がされたとき(新たな猶予該当事実(⇒22 ページの1の①のイ〜ホ)が生じたことにより徴収猶予を申請する場合などを除きます。)などが該当します。

## 7 猶予の取消し又は猶予期間の短縮

換価の猶予が承認された後に、次のいずれかに該当することとなったときは、猶予が取り消されたり、猶予期間が短縮されることがあります。

なお、猶予の取消し又は猶予期間の短縮を受けたことに不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

- ① 猶予を受けている者について、「6 棄却(却下)となる場合」(⇒6 ページ)の②と同様の事情がある場合で、猶予を受けている市税等を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。
- ② 猶予を受けている市税等を「換価の猶予承認通知書」により通知された分割納付計画のとおり納付しないとき(\*)。
- ③ 市長又は区長が行った担保の変更等の命令に応じないとき。
- ④ 猶予を受けている市税等を除く新たに納付すべきこととなった市税等が滞納となったとき(\*)。
- ⑤ 偽りその他不正な手段により猶予の申請がされ、その申請に基づき猶予が承認されたことが判明したとき。
- ⑥ 財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

\* 猶予をしたときにおいて予見できなかった事実(猶予を受けている者の責めに帰することができない事実に限ります。)が発生した場合など、やむを得ない理由がある場合を除きます。

やむを得ない理由がある場合には、ただちに担当課へご相談ください。

様式第26号の3 (別表第1関係)

換 価 の 猶 予 申 請 書

令和2年7月4日

(宛先) さいたま市長

地方税法第15条の6の2第1項及びさいたま市市税条例第6条の5の規定により、次のとおり換価の猶予を申請します。

申請者 納税者 特別徴収義務者	住(居)所 (所在地)	さいたま市浦和区常盤6-4-4 電話番号 080-XXXX-XXXX						
	氏名 (名称及び 代表者氏名)	さいたま 一郎 ※					法人番号(法人の場合)	
<small>※本人または法人等の代表者が署名しない場合は、記名押印してください。</small>								
① 納付(納入) すべき徴収金	年度	税目	期別 (月期)	納期限	本税 (円)	加算金 (円)	延滞金 (円)	備考
	R2	市県民税 (普通徴収)	1期	R2.6.30	800,000		要	
②	納付(納入)すべき徴収金のうち 換価の猶予を受けようとする金額				720,000円			
	猶予に係る徴収金を 一時に納付(納入)する ことにより事業の継続 又は生活の維持が 困難となる事情の詳細				父(別居)の手術・入院費用が急遽発生したことから、これまでの預金や 納税資金を切り崩してこれに充てる必要が生じ、現在の資金では一括納付 が困難な状況です。上記手術等費用の支払いが完了したことから今後分割 により納税を行ってまいります。			
③	猶予を受けようとする 期間				令和2年7月4日から 令和3年5月31日まで			
④ 納付(納入) 計画	期 限	金 額 (円)		期 限	金 額 (円)			
	令和2年7月31日	108,000		令和3年2月1日	112,000			
	令和2年8月31日	253,000		令和3年3月1日	85,000			
	令和2年9月30日	39,000		令和3年4月30日	23,000			
	令和2年11月2日	23,000		令和3年5月31日	残額+延滞金			
	令和2年11月30日	0		年 月 日				
令和3年1月4日	23,000		年 月 日					
⑤ 担保	<input type="checkbox"/> 有	担保の種類、数量、 価額及び所在						
⑥	<input checked="" type="checkbox"/> 無	担保を提供することが できない場合の その特別の事情						



## 「換価の猶予申請書」の書き方

『換価の猶予申請書』の作成には、『財産収支状況書』（⇒10～21ページ）の内容を転記する部分があるため、あらかじめ『財産収支状況書』を作成しておく必要があります。

- ① 換価の猶予の申請をするときに、納期限を経過している市税等を全て記載してください。延滞金については、本税の全額を納付していないときは、「要」と記載してください。
- ② 『財産収支状況書』の **A** の **1** の c. 【猶予を受けようとする金額 (③)】 欄の金額を転記します。
- ③ 「猶予期間の開始日」から「納付計画の最終日」を記載します。  
「猶予期間の開始日」とは、申請書を提出する日です。  
※郵送により申請書を提出した場合は、消印の押された日が提出日となります。
- ④ 『財産収支状況書』の **F** の **17** 「分割納付金額の計算」表の【分割納付金額】欄の金額を参考にし、記入します。また、【年月】欄の年月内の任意の日を期限として記載してください。なお、月末を期限とする場合で月末にあたる日が閉庁日の場合は翌月最初の開庁日を期限日とすることができます。
- ⑤ 猶予を受けるに当たり、担保を提供する必要がある場合には「 有」にチェック  をつけ、【担保の種類、数量、価額及び所在】欄に、記載例を参考に担保として提供する財産の種類、数量、価額及び所在等を記載します。

### ≪記載例≫

(不動産を担保として提供する場合)

<input checked="" type="checkbox"/> 有	担保の種類、数量、 価額及び所在	種別：土地 地目：宅地 地積：120㎡ 価額：1,200万円 所有者：〇〇 〇〇 所在地：〇〇市△△町×-×-×
---------------------------------------	---------------------	---

(保証人の保証を担保として提供する場合)

<input checked="" type="checkbox"/> 有	担保の種類、数量、 価額及び所在	保証人の氏名：〇〇 〇〇 保証人の住所：〇〇市△△町×-×-×
---------------------------------------	---------------------	------------------------------------

- ⑥ 担保を提供する必要がある場合 (⇒5ページの\*3) には「 無」にチェック  をつけます。担保を提供する必要がある場合のうち、担保を提供することができない特別な事情がある場合は、【担保を提供することができない場合のその特別の事情】欄に、その事情を記載します。

## 猶予を受けようとする金額の計算書

A

納税者 (特別徴収義務者)	住(居)所 又は所在地	さいたま市浦和区常盤6-4-4		
	氏名 又は名称	さいたま 一郎	電話番号	048-829-XXXX
			携帯番号	080-XXXX-XXXX

### 1 猶予を受けようとする金額の計算

徴収猶予又は換価の猶予を受けようとする金額の計算をします。下記の表に従って算出してください。

#### a. 納付(納入)すべき金額

①	納付(納入)すべき徴収金額	①	800,000 円
---	---------------	---	-----------

#### b. 現在納付可能資金額の計算

		③		④	
		預貯金等の金額	納付可能額	納付に充てられない事情	
②		現金及び金融機関/支店/口座種別		現金	
		30,000 円	30,000 円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
		預貯金			
		20,000 円	0 円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input checked="" type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
		50,000 円	50,000 円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
		100,000 円	0 円	<input checked="" type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
				<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
				<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
				<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
		⑤		現在納付可能資金額	
		②	80,000 円		

#### c. 猶予を受けようとする金額の計算

納付(納入)すべき徴収金額	現在納付可能資金額	猶予を受けようとする金額
① 800,000 円	② 80,000 円	③ 720,000 円



\* 猶予の申請書の【納付(納入)すべき徴収金のうち換価(又は徴収)の猶予を受けようとする金額】欄へ転記してください。

\* 災害等により納付困難となった場合の徴収猶予を受けようとする場合は、徴収猶予該当事実があったことにより納税者が支出し、又は損失を受けた金額が、猶予を認められる限度額となります。

## 猶予を受けようとする金額の計算書

A

(作成における主な注意点)

### 1 猶予を受けようとする金額の計算

#### a. 納付（納入）すべき金額

- ① 申請日現在の本税額、加算金額及び確定している延滞金額の合計額を記載してください。

※金額が不明な場合は担当課にて明細書を発行します。詳しくは担当課までご相談ください。

#### b. 現在納付可能資金額の計算

- ② 申請日現在の預貯金等がある金融機関等の名称・支店名・口座種別を記載します。

預貯金口座件数が7件以上ある場合には納付可能額に該当あるものを優先して記載します。残りの預貯金口座はBの2「預貯金・現金」表に記載します。

- ③ 預貯金等の金額のうち、納付することができる金額を記載します。

- ④ 預貯金等の金額のうち、納付できない事情がある場合に、当てはまる事情にチェック☑を付けます。

「 運転資金」には、申請書を提出する日からおおむね1か月以内の事業に係る支出に充てる必要があるときにチェックを付けます。

「 生活費」には、申請者が個人である場合で、おおむね1か月以内に支出する生活費に充てる必要があるときにチェックを付けます。

「 その他」にチェックを付けた場合には、その事情を（ ）内に具体的に記載します。

- ⑤ 「納付可能額」欄の合計額を記載します。「現在納付可能資金額」欄の金額は、直ちに納付に充てることのできる金額であるため、できるだけ速やかに納付してください。なお、納付がない場合は、猶予が棄却となることがありますので、ご注意ください。

財産状況書(財産目録)

B

2 預貯金・現金 ※ A の 1 の【b. 現在納付可能資金額の計算】に記載済の預貯金口座は記載不要です。

金融機関名	支店名	預貯金種別	預貯金残高	金融機関名	支店名	預貯金種別	預貯金残高
b. 現在納付可能資金額の計算に記載した預貯金以外には預貯金はありません。							円
			円				円
			円				円
				現金			円

3 保険契約等

財産種類	内容 (保険会社名、契約内容など)	解約返戻金額	月額保険料	換金予定年月
生命保険	〇〇生命保険相互会社/終身保険	89,000 円	8,000 円	H28年 6月
損害保険	〇〇農協/積立型火災保険	100,000 円	20,000 円	年 月
		円	円	年 月

換金予定のものについては、D の 11 の【今後1年以内における臨時的な収入の見込金額】に転記してください。

4 保有株式・国債等

財産種類	内容 (銘柄、証券会社名、保有株数など)	現在価格	換金予定年月
国債	個人向け国債変動10年	100,000 円	年 月
株	〇〇株式会社(上場株式 100株)/〇〇証券会社	200,000 円	H28年 6月
		円	年 月

換金予定のものについては、D の 11 の【今後1年以内における臨時的な収入の見込金額】に転記してください。

5 不動産・動産等

財産種類	内容 (所在、種類、登録番号など)	現在価格	被担保債務の有無	換金予定年月
不動産 (土地・建物等)	さいたま市浦和区常盤6-4-4 (土地)	13,000,000 円	有・無	年 月
	さいたま市浦和区常盤6-4-4 (建物)	2,000,000 円	有・無	年 月
自動車等	大宮〇〇 ぬ 〇〇-〇〇	200,000 円	有・無	H28年 9月
その他	時計(〇〇社製)	50,000 円	有・無	H28年 5月

換金予定のものについては、D の 11 の【今後1年以内における臨時的な収入の見込金額】に転記してください。

6 債務の状況

借入先	当初借入金額	債務残額	毎月の返済金額	履行状況	備考
〇〇銀行××支店	30,000,000 円	18,000,000 円	95,000 円	不履行	住宅ローン。年に2, 3回不履行あり。
〇〇銀行××支店	1,000,000 円	540,000 円	30,000 円	契約のとおり履行中	子どもの学費のための教育ローン資金
〇〇カード	500,000 円	100,000 円	5,000 円	契約のとおり履行中	キャッシング。生活費補填
〇〇ローン会社	1,000,000 円	500,000 円	15,000 円	契約のとおり履行中	車購入

### 3 保険契約等

- ① 保険契約の解約返戻金額を記載します。不明な場合には当該保険会社にお問い合わせください。
- ② 換金予定年月を記載してください。なお、解約返戻金額と換金予定年月をDの11「今後1年以内における臨時的な収入の見込金額」表に転記してください。

### 4 保有株式・国債等

- ③ 株式・国債等の現在の価格を、相場等を参考にして記載してください。
- ④ 換金予定年月を記載してください。なお、現在価格と換金予定年月をDの11「今後1年以内における臨時的な収入の見込金額」表に転記してください。

### 5 不動産・動産等

- ⑤ 不動産・動産等の現在の価格を記載してください。不動産の場合には固定資産税評価額などを参照することもできます。
- ⑥ 財産に担保権等が設定されている場合は「有」に、設定されていない場合は「無」に○をつけます。例えば不動産の場合、抵当権や根抵当権等を設定している場合等が「有」に該当します。
- ⑦ 換金予定年月を記載してください。なお、現在価格と換金予定年月をDの11「今後1年以内における臨時的な収入の見込金額」表に転記してください。

収入状況書(事業等)

C

7 事業等収入 (営業・農業・不動産賃料など)

a. 直近1年間の月別収入金額及び支出金額

年月	収入金額	真に事業に必要な支出金額
H27年 4月	260,000 円	180,000 円
H27年 5月	250,000 円	150,000 円
H27年 6月	250,000 円	150,000 円
H27年 7月	190,000 円	142,000 円
H27年 8月	130,000 円	118,000 円
H27年 9月	130,000 円	100,000 円
H27年 10月	190,000 円	100,000 円
H27年 11月	150,000 円	130,000 円
H27年 12月	200,000 円	140,000 円
H28年 1月	200,000 円	150,000 円
H28年 2月	220,000 円	150,000 円
H28年 3月	230,000 円	174,000 円
合計	2,400,000 円	1,684,000 円

b. 1か月平均の収入及び支出の内訳 (見込み)

科目	金額
収入金額	① 200,000 円
地代家賃	100,000 円
商品仕入代金	30,000 円
旅費・交通費	10,000 円
真に事業に必要な支出の合計	② 140,000 円
事業等収入金額 (手取り) (① - ②)	③ 60,000 円

☞ F の 16 の ⑦ 欄に転記してください。

c. 売掛先等の詳細

売掛先名称	売掛先所在地	売掛の内容	支払予定金額	支払予定日	入金口座 (銀行・支店)	取引の継続性	契約書の有無
有限会社 ○○	さいたま市浦和区△△町○○丁目○○番○○号	物品請負代金	120,000	4月5日	○○銀行××支店 (普通 1234567)	有・無	有・無
株式会社 ××	さいたま市岩槻区△△町○○丁目○○番○○号	物品請負代金	130,000	5日× 翌15日	○○銀行××支店 (普通 1234567)	有・無	有・無
						有・無	有・無
						有・無	有・無
						有・無	有・無

d. 買掛先等の詳細

買掛先名称	買掛先所在地	買掛の内容	支払予定金額	支払予定日	出金口座 (銀行・支店)	取引の継続性	契約書の有無
株式会社 △△	さいたま市西区△△町○○丁目○○番○○号	物品購入代金	30,000	15日× 翌月末	○○銀行××支店 (普通 1234567)	有・無	有・無
有限会社 □□	さいたま市見沼区△△町○○丁目○○番○○号	委託販売代金	20,000	4月6日	○○銀行××支店 (普通 1234567)	有・無	有・無
						有・無	有・無
						有・無	有・無
						有・無	有・無

**7** 事業等収入（営業・農業・不動産賃料など）

## a. 直近1年間の月別収入金額及び支出金額

申請書を提出する日の直近1年間の各月ごとの収支を「収入金額」欄、「真に事業に必要な支出金額」欄にそれぞれ記載し、その合計金額を「合計」欄に記載します。

※「真に事業に必要な支出」には、不要不急の財産の取得のための支出、期限の定めのない債務の弁済のための支出、減価償却費などは該当しません。

## b. 1か月平均の収入及び支出の内訳（見込み）

今後予測される1か月平均の収入金額及び真に事業に必要な支出金額を記載し、今後の事業等収入金額(手取り)を算出します。

- ① 申請日以後に見込まれる、1か月の収入見込額を記載します。
- ② 支出の科目ごとに真に事業に必要な支出金額を記載し、その合計金額を「真に事業に必要な支出の合計(②)」欄に記載します。
- ③ 「事業等収入金額(手取り)」欄には、「収入金額(①)」と「真に事業に必要な支出の合計(②)」との差(①－②)を記載します。また、金額がマイナスのときは、金額の前に「▲」を付けます。

※⑦の金額はFの16「納付可能基準額の計算」表の【事業等収入金額(手取り)(⑦)】欄に転記してください。

## c. 売掛先等の詳細

- ④ 「有」に○をつけたものについては、契約書の写しを添付してください。

## d. 買掛先等の詳細

- ⑤ 「有」に○をつけたものについては、契約書の写しを添付してください。

収入状況書(給与・年金・その他)

D

8 給与収入

支払元(勤務先)	支払元(勤務先)所在地	給与日	給与金額(月額)
株式会社〇〇	さいたま市大宮区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号	毎月15日	120,000 円
			円
			円

※賞与がある場合は、別途 10 の【定期的な収入】欄に記載してください。

給与収入金額合計	① 120,000 円
----------	-------------

⇒ F の 16 の ④ 欄に転記してください。

9 公的年金等収入

支払元	受給日	受給月	1か月平均の受給金額
厚生労働省年金局	15日	<input checked="" type="checkbox"/> 偶数月 <input type="checkbox"/> その他( )	63,000 円
〇〇企業年金連合会	1日	<input checked="" type="checkbox"/> 偶数月 <input type="checkbox"/> その他( )	5,000 円
		<input type="checkbox"/> 偶数月 <input type="checkbox"/> その他( )	円

年金収入金額合計	② 68,000 円
----------	------------

⇒ F の 16 の ⑤ 欄に転記してください。

10 定期的な収入(賞与・個人年金・株式配当など)

種類	支払元	入金年月	入金額	備考
賞与	株式会社〇〇	H28年 7月	30,000 円	
賞与	株式会社〇〇	H28年12月	70,000 円	
個人年金	〇〇生命保険相互会社	H29年 2月	200,000 円	個人年金の給付金(年に1回毎年2月給付)
		年 月	円	
		年 月	円	
		年 月	円	

⇒ F の 17 の【定期収入】欄に、同じ月ごとに合計して転記してください。

11 今後1年以内における臨時的な収入の見込金額

内容	入金(換金)予定年月	金額
〇〇生命保険相互会社/終身保険解約返戻金	H28年 6月	89,000 円
〇〇株式会社(上場株式 100株)売却代金	H28年 6月	200,000 円
自動車(大宮〇〇 ぬ 〇〇-〇〇)売却代金	H28年 9月	200,000 円
時計(〇〇社製)売却代金	H28年 5月	50,000 円
高額療養費支給(7月の手術費分)	H28年 11月	67,570 円
	年 月	円

⇒ F の 17 の【臨時収入】欄に、同じ月ごとに合計し、1,000円未満の金額を切り捨てて転記してください。



**8** 給与収入

- ① 所得税・住民税・社会保険料等を控除したあとの手取り金額を記載し、その合計金額を「給与収入金額合計(㉑)」欄に記載してください。

※㉑の金額は **F** の **16** 「納付可能基準額の計算」表の【給与収入金額合計(㉑)】欄に転記してください。

**9** 公的年金等収入

- ② 支給される月が「2月・4月・6月…」など、2か月に1度偶数月に支給される場合は「 偶数月」にチェック  を付けます。また、支給される月が「4月・8月・12月…」、「2月・5月・8月…」など偶数月毎に支給されない場合には、「 その他」にチェック  をつけ、その具体的な支給月を ( ) 内に記載してください。

- ③ 1年間の年金の受給金額を12分割し、1か月あたりの金額を記載してください。その合計金額を「年金収入金額合計(㉒)」欄に記載してください。

※㉒の金額は **F** の **16** 「納付可能基準額の計算」表の【年金収入金額合計(㉒)】欄に転記してください。

**10** 定期的な収入(賞与・個人年金・株式配当など)

事業収入・給与収入・公的年金等収入の他に定期的に入金のある収入で、今後1年以内に入金のある収入を記載します。賞与についてはこの表に記載してください。

※記載した金額は各月ごとに **F** の **17** 「分割納付金額の計算」表の【定期収入】欄に転記してください。なお、入金年月が重なる場合は、その合計金額を転記します。

**11** 今後1年以内における臨時的な収入の見込金額

**B** の **3** ~ **5** 表の欄から転記してください。転記するもの他にも臨時的な収入がある場合はこの欄に記載してください。

※記載した金額は各月ごとに **F** の **17** 「分割納付金額の計算」表の【臨時収入】欄に転記してください。なお、入金(換金)予定年月が重なる場合は、その合計金額を転記します。

## 生活状況書

E

**12** 生計を一にする親族（同一生計親族）等の収入状況

① ②

氏名	続柄	年齢	同居・別居の別	職業	収入月額
さいたま 花子	妻	54	同居・別居	パート	70,000 円
さいたま 二郎	子	25	同居・別居	アルバイト	50,000 円
さいたま 三郎	子	22	同居・別居	学生	0 円
さいたま 四子	子	18	同居・別居	学生	0 円
本人を除く世帯収入月額の合計					⊕ 120,000 円

**13** 生活費の支出状況（1か月あたり）

③ ← F の 16 の 【⊕】 欄に転記してください。

支出内容	支出金額	使途・名称など	支出内容	支出金額	使途・名称など
住居費(家賃、駐車場代)	10,000 円	駐車場代	医療費	5,000 円	
借入返済(事業用を除く)	145,000 円	カードローン、教育ローン等	教育費	35,000 円	通学費、塾代
食費	60,000 円		保険掛金	28,000 円	
水道光熱費	28,000 円		交際費	20,000 円	子どものおこづかい
電話代(ネット代含む)	25,000 円	携帯代、ネット代	養育費		
新聞代	4,000 円		その他	25,000 円	燃料費、被服費
小計	① 272,000 円		小計	② 113,000 円	
支出金額の合計 (①+②)				③	385,000 円

**14** 今後1年以内における臨時的な支出等の見込金額

⑤

内容	支出年月	金額
事業用機械の修理代金	H28年 6月	100,000 円
三郎の手術費(7月)	H28年 9月	150,000 円
	年 月	

← F の 17 の 【臨時支出】 欄に、同じ月ごとに合計して転記してください。

**15** 今後1年以内に納付すべきことが見込まれる国税及び地方税等

納付年月	納付先	金額	納付年月	納付先	金額
H28年 5月	<input checked="" type="checkbox"/> さいたま市 <input type="checkbox"/> その他	30,000 円	H28年 11月	<input checked="" type="checkbox"/> さいたま市 <input type="checkbox"/> その他	43,000 円
H28年 6月	<input checked="" type="checkbox"/> さいたま市 <input type="checkbox"/> その他	24,000 円	H28年 12月	<input checked="" type="checkbox"/> さいたま市 <input type="checkbox"/> その他	73,000 円
H28年 7月	<input checked="" type="checkbox"/> さいたま市 <input type="checkbox"/> その他	79,000 円	H29年 1月	<input checked="" type="checkbox"/> さいたま市 <input type="checkbox"/> その他	65,000 円
H28年 8月	<input checked="" type="checkbox"/> さいたま市 <input type="checkbox"/> その他	65,000 円	H29年 2月	<input checked="" type="checkbox"/> さいたま市 <input type="checkbox"/> その他	73,000 円
H28年 9月	<input checked="" type="checkbox"/> さいたま市 <input checked="" type="checkbox"/> その他	192,000 円	年 月	<input type="checkbox"/> さいたま市 <input type="checkbox"/> その他	
H28年 10月	<input checked="" type="checkbox"/> さいたま市 <input type="checkbox"/> その他	65,000 円	年 月	<input type="checkbox"/> さいたま市 <input type="checkbox"/> その他	

← F の 17 の 【新規納税見込金額】 欄に、同じ月ごとに合計して転記してください。

⑧ ☆ さいたま市の市税等以外の滞納税に対する納付予定の有無 → 有 ・ 無

**12** 生計を一にする親族（同一生計親族）等の収入状況

本人を除く生計を一にする親族等について記載してください。

- ① 別居については、仕送り等をしており事実上生計はともにしているが、同居はしていない者について記載してください。
- ② 所得税・住民税・社会保険料等を控除したあとの手取り金額を記載し、その合計金額を「本人を除く世帯収入月額合計（㊦）」欄に記載してください。  
※㊦の金額は **F** の **16** 「納付可能基準額の計算」表の【本人を除く世帯収入月額合計（㊦）】欄に転記してください。

**13** 生活費の支出状況（1か月あたり）

- ③ 可能な限り具体的に内訳の記載をしてください。また、内訳ごとの金額についても記載してください。
- ④ 小計①は、左側支出金額の欄（住居費、借入返済、食費、水道光熱費、電話代、新聞代）の合計額を、小計②は、右側支出金額の欄（医療費、教育費、保険掛金、交際費、養育費、その他）の合計額を記載してください。

**14** 今後1年以内における臨時的な支出等の見込金額

- ⑤ 現時点で見込まれている金額を記載してください。見積書や契約書等の写しの提出もお願いします。  
※記載した金額は各月ごとに **F** の **17** 「分割納付金額の計算」表の【臨時支出】欄に転記してください。なお、支出年月が重なる場合は、その合計金額を転記します。

**15** 今後1年以内に納付すべきことが見込まれる国税及び地方税等

- ⑥ さいたま市を除く納付先（税務署や県税事務所、他市町村等）である場合には、「 その他」にチェック  をつけます。
- ⑦ 金額については、その月に納付する金額の合計額を記載します。なお、納付先がさいたま市とその他の機関で重複する場合もその合計金額を記載します。
- ⑧ 申請時点において、さいたま市を除く納付先（税務署や県税事務所、他市町村等）に滞納税金等がある場合には、「有」にチェック  をつけ、ない場合には「無」にチェック  をつけます。  
※記載した金額は各月ごとに **F** の **17** 「分割納付金額の計算」表の【新規納税見込金額】欄に転記してください。

## 納付(納入)計画の計算書

F

### 16 納付可能基準額の計算

区分		金額		
収入等	事業等収入金額(手取り)	㉞	60,000 円	⇒ C の 7 の【㉞】欄から転記。
	給与収入金額合計	㉟	120,000 円	⇒ D の 8 の【㉟】欄から転記。
	年金収入金額合計	㊱	68,000 円	⇒ D の 9 の【㊱】欄から転記。
収入等合計 (㉞+㉟+㊱)		①	248,000 円	
生活費	滞納者本人分	②	100,000 円	
	同一生計親族分	③	180,000 円	
	45,000円×( 4 )人			
	(①-(②+③))×20%	④	0 円	
	小計(②+③+④)	⑤	280,000 円	
本人を除く世帯収入月額合計		㉡	120,000 円	⇒ E の 12 の【㉡】欄から転記。
生活費合計(⑤-㉡) ※本人が負担すべき生活費		⑥	160,000 円	
納付可能基準額 (⑦ - ⑧)		⑨	88,000 円	

納付可能額の計算	
本人の収入等合計金額 (㉞+㉟+㊱)	⑦ 248,000 円
	⑧ 160,000 円

⇒ 17 の【納付可能基準額】欄に、1,000円未満の金額を切り捨てて転記してください。

### 17 分割納付金額の計算

年月	納付可能基準額 ⇒ 16 の ⑨ から転記	定期収入 ⇒ D の 10 から転記	臨時収入 ⇒ D の 11 から転記	臨時支出 ⇒ E の 14 から転記	新規納税見込金額 ⇒ E の 15 から転記	分割納付金額
H28年 5月	88,000 円		50,000 円		30,000 円	108,000 円
H28年 6月	88,000 円		289,000 円	100,000 円	24,000 円	253,000 円
H28年 7月	88,000 円	30,000 円			79,000 円	39,000 円
H28年 8月	88,000 円				65,000 円	23,000 円
H28年 9月	88,000 円		200,000 円	150,000 円	192,000 円	0 円
H28年 10月	88,000 円				65,000 円	23,000 円
H28年 11月	88,000 円		67,000 円		43,000 円	112,000 円
H28年 12月	88,000 円	70,000 円			73,000 円	85,000 円
H29年 1月	88,000 円				65,000 円	23,000 円
H29年 2月	88,000 円	200,000 円			73,000 円	残額+延滞金 円
年 月						
年 月						

分割納付金額は、猶予の申請書の【納付(納入)計画】欄への参考とする数値です。

**16** 納付可能基準額の計算

徴収猶予又は換価の猶予の申請書に記入する納付(納入)計画の基となる基準額を計算します。

- ① 世帯で最低限必要な生活費を区分欄の計算式により計算し⑤欄に記載します。そこから④「本人を除く世帯収入月額合計」を減じ、本人負担分の生活費を算出して⑥欄へ記載します。

※④欄(予備費)に記載する計算額が▲(マイナス)の場合は「0円」としてください。

**17** 分割納付金額の計算

『徴収猶予申請書』又は『換価の猶予申請書』の【納付(納入)計画】欄に記載する際に参考とする金額を計算します。

- ② **16**の⑨欄の金額を1,000円未満切り捨てして記載してください。
- ③ 定期収入、臨時収入を納付可能基準額に加算してください。
- ④ 臨時支出、新規納税見込金額を納付可能基準額から減算してください。
- ⑤ 各月の分割納付金額を合計して滞納額を満たしているかを確認します。納付最終回は「残額+延滞金」と記載します。

※分割納付金額欄に記載する計算額が▲(マイナス)の場合は「0円」としてください。

## II 徴収猶予

### 1 災害等により納付困難となった場合の徴収猶予の要件

次の①～④に掲げる要件の全てに該当する場合は、徴収猶予を受けることができます。

- ① 次に掲げるもののいずれかに該当する事実（以下「猶予該当事実」といいます。）があること。ただし、納税者等の責めに帰することができないやむを得ない理由により生じたものに限り、
  - イ 納税者等がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったこと
  - ロ 納税者等又は納税者等と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
  - ハ 納税者等がその事業を廃止し、又は休止したこと
  - ニ 納税者等がその事業につき著しい損失を受けたこと（\*1）
  - ホ 納税者等に上記イ～ニに類する事実があったこと（\*2）
- ② 猶予該当事実に基づき、納税者等がその納付すべき市税等を一時に納付することができないと認められること
- ③ 『徴収猶予申請書』が担当課に提出されていること
- ④ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること（\*3）

\*1 「事業につき著しい損失を受けた」とは、徴収猶予を受けようとする期間の始期の前日以前の1年間（以下「調査期間」といいます。）の損益計算において、その直前1年間（以下「基準期間」といいます。）の利益の額の2分の1を超えて損失が生じていること（基準期間において損失が生じている場合には、調査期間の損失の金額が基準期間の損失の金額を超えていること）をいいます。

なお、納税者等が新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合には、基準期間を感染症の影響が起こる令和2年2月以前とすることも可とします。

\*2 「上記イ～ニに類する事実」のうち、ニ（納税者等がその事業につき著しい損失を受けたこと）に類するものとは、売上の著しい減少又は経費の著しい増加によって損失が生じていることをいいます。

\*3 担保についての取扱いは、換価の猶予の申請の場合（⇒5ページの\*3）と同様です。

### 2 本来の期限から1年以上経過した後に納付すべき市税等が確定した場合の徴収猶予の要件

次の①～④に掲げる要件の全てに該当する場合は、徴収猶予を受けることができます。

- ① 法定納期限（随時に課する市税等については、その市税等を課することができることとなった日）から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した市税等があること
- ② 納税者等が①の市税等を一時に納付することができない理由があると認められること
- ③ やむを得ない理由があると認められる場合を除き、納税者等から①の市税等の納期限までに『徴収猶予申請書』が担当課に提出されていること
- ④ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること（\*）

\* 担保についての取扱いは、換価の猶予の申請の場合（⇒5ページの\*3）と同様です。

### 3 猶予期間

徴収猶予を受けることができる期間は、1年（\*）の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税等を完納することができるものと認められる期間に限られます。

\* 徴収猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に担当課に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

## 4 申請のための書類

徴収猶予の申請をする場合は、次の書類を担当課に提出してください。

### (1) 猶予の審査のために必要となる書類

○ 『徴収猶予申請書』

(書き方は、24～26ページ)

○ 『財産収支状況書』

(書き方は、10～21ページ)

○ 『猶予に該当する事実があることを証する書類(写し可)』

具体例として以下を示します。

- ① 災害又は盗難のときは、り災証明書、盗難の被害届
- ② 病気又は負傷のときは、診断書、医療費の領収書
- ③ 事業の廃止又は休止のときは、廃業届
- ④ 事業につき著しい損失を受けたときは、直近2年間の損益比較ができる書類(決算書や確定申告書、源泉徴収票等)

但し、新型コロナウイルス感染症の影響による場合には、令和2年2月以前との損益比較ができる書類でも可とします。詳しくは担当課にお問い合わせください。

### (2) 担保の提供に関する書類

担保の提供に関する書類については、換価の猶予の申請の場合(⇒6ページ)と同様です。

## 5 申請等の審査などの手続

徴収猶予の申請があった場合は、[I 換価の猶予]の「4 提出された申請書等の審査」から「7 猶予の取消し又は猶予期間の短縮」まで(⇒6～7ページ)の手続と同様となります。

徴収猶予の取消しにあたっては、原則として、その徴収猶予を受けた方からの弁明を聞くこととなっています。ただし、申請者について強制換価手続(滞納処分、強制執行、破産手続など)が開始されたとき、法人である申請者が解散したとき、申請者が市税等の滞納処分の執行を免れたと認められるときなどにおいて、猶予を受けようとする市税等を猶予期間内に完納することができないと認められるときは除きます。詳しくは担当課にお問い合わせください。

様式第22号 (別表第1関係)

徴収猶予申請書

令和2年8月20日

(宛先) さいたま市長

地方税法第15条の2第1項又は第2項及びさいたま市市税条例第6条の3の規定により、次のとおり徴収の猶予を申請します。

申請者 納税者 特別徴収義務者	住(居)所 (所在地)	さいたま市大宮区大門町3-XX 電話番号 090-XXXX-XXXX						
	氏名 (名称及び 代表者氏名)	株式会社 OO運送 代表取締役 OO 三郎 ※	法人番号(法人の場合) 1234512345123					
<small>※本人または法人等の代表者が署名しない場合は、記名押印してください。</small>								
① 納付(納入) すべき徴収金	年度	税目	期別(月期)	納期限	本税(円)	加算金(円)	延滞金(円)	備考
	R2	固定資産税 都市計画税	1期	R2.6.1	600,000		要	
	R2	固定資産税 都市計画税	2期	R2.7.31	600,000		要	
②	納付(納入)すべき徴収金のうち 徴収の猶予を受けようとする金額		1,200,000円					
③	該当条項	<input checked="" type="checkbox"/> 地方税法第15条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 地方税法第15条第2項						
④	猶予該当 事実の詳細	令和2年5月20日の集中豪雨により河川が氾濫し、事業用トラック4台のエンジンが浸水したほか、事務所が床上浸水被害を受けた。これにより自動車修理及び事務所復旧までの20日間、営業を行うことができなかった。						
⑤	一時に納付 することが できない 事情の詳細	早期営業再開のため、納税準備資金を取り崩して自動車修理費用を捻出する必要があったこと、休業期間中の売上減少があったことから、一括納付が困難であるため分割での納付としていただきたい。なお、今後納期が到来する期別分については営業売上が回復する見込みであることから期限内納付します。						
⑥	猶予を受けようとする 期間	令和2年8月20日から 令和3年6月30日まで						
⑦ 納付(納入) 計画	期限	金額(円)	期限	金額(円)				
	令和2年9月30日	300,000	令和3年3月31日	100,000				
	令和2年11月2日	100,000	令和3年4月30日	100,000				
	令和2年11月30日	100,000	令和3年5月31日	100,000				
	令和3年1月4日	100,000	令和3年6月30日	残額+延滞金				
	令和3年2月1日	100,000	年 月 日					
令和3年3月1日	100,000	年 月 日						
⑧ 担保	<input checked="" type="checkbox"/> 有	担保の種類、数量、 価額及び所在	種別:土地 地目:雑種地 地積:240㎡ 価額:1,200万円 所有者:OO 三郎 所在:さいたま市大宮区大門町3-XX					
	<input type="checkbox"/> 無	担保を提供することが できない場合の その特別の事情						



## 「徴収猶予申請書」の書き方

『徴収猶予申請書』の作成には、『財産収支状況書』（⇒10～21ページ）の内容を転記する部分があるため、あらかじめ『財産収支状況書』を作成しておく必要があります。

① 災害等により納付困難となった場合の徴収猶予を受けようとする場合は、徴収猶予の申請をするときに、未納となっている市税等を全て記載してください。本来の期限から1年以上経過した後に納付すべき市税等が確定した場合の徴収猶予を受けようとする場合は、該当する市税等だけを記載してください。延滞金については、本税の全額を納付していないときは、「要」と記載してください。

② 『財産収支状況書』のAの1のc.【猶予を受けようとする金額（③）】欄の金額を記載します。

なお、災害等により納付困難となった場合の徴収猶予を受けようとする場合は、「猶予を受けようとする金額（③）」と「災害等による支出または損失から補てんを受けた金額（\*）を除いた金額」を比較して少ない方の金額を記載します。

\* 補てんを受けた金額とは、支出または損失に対応して受領した保険金、補償金、賠償金等をいいます。

≪参考≫ 【猶予を受けようとする金額（③）】を1,200,000円とした場合

2,000,000円	－	550,000円	＝	1,450,000円
<small>(休業期間中の売上利益相当額)</small>		<small>(受領した保険金)</small>		<small>(支出または損失から補てんを受けた金額を除いた金額)</small>
1,450,000円		>		1,200,000円 ⇒ <u>1,200,000円</u>
<small>(支出または損失から補てんを受けた金額を除いた金額)</small>				<small>【猶予を受けようとする金額（③）】 (この欄に記載する金額)</small>

③ 該当条項を記載します。該当条項は、次のとおり猶予申請の内容ごとに異なります。

災害等により納付困難となった場合の徴収猶予	納税者等がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったこと	地方税法 第15条第1項第1号
	納税者等又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと	地方税法 第15条第1項第2号
	納税者等がその事業を廃止し、又は休止したこと	地方税法 第15条第1項第3号
	納税者等がその事業につき著しい損失を受けたこと	地方税法 第15条第1項第4号
	納税者等に上記4つのいずれかに類する事実があったこと	地方税法 第15条第1項第5号
本来の期限から1年を経過した後に納付すべき市税等が確定した場合の徴収猶予		地方税法 第15条第2項

④ 災害等により納付困難となった場合の徴収猶予を申請する場合には、猶予該当事実の詳細を記載します。

本来の期限から1年を経過した後に納付すべき市税等が確定した場合の徴収猶予の申請をする場合には、記載する必要はありませんが、やむを得ない理由（\*1）により納期限（\*2）後に申請書を提出する場合は、そのやむを得ない理由をこの欄に記載します。

\*1 この場合の「やむを得ない理由」とは、その猶予を受けようとする市税等を納付すべきことを知ったときから徴収猶予申請書及び添付書類の作成のために通常必要と認められる期間（おおむね1か月程度）内に徴収猶予申請書が提出されたことその他納税者等の責めに帰することができないと認められる理由をい

います。

\* 2 この場合の「納期限」とは、猶予を受けようとする市税等の納期限をいいます。

- ⑤ 猶予該当事実があったことにより、納税者等が資金の支出をし、又は損失を受け、その支出又は損失があることが一時に納付することができないことの原因になっている事情の詳細を具体的に記載します。

《記載例》

該当条項	「猶予該当事実の詳細」欄	「一時に納付することができない事情の詳細」欄
地方税法第15条第1項第1号 (災害等)	平成××年9月○日、台風○号により、店舗が床上浸水となった。そのため、店舗の復旧までの間、営業を行うことができなかった。	店舗の床上浸水のため、復旧して営業を再開するまで10日間を要した。そのため、その間の売上利益に相当する50万円が、猶予該当事実があったことによる損失となっている。
地方税法第15条第1項第2号 (病気・負傷)	平成××年9月に交通事故に遭い、同月から3か月間○○病院に入院し、その後も通院している。	○○病院に治療費及び入院費として、平成××年9月から平成○○年2月までの間に合計89万円を支払い、××生命保険から保険金26万円を受領しているため、差引金額である63万円が、猶予該当事実があったことによる支出となっている。
地方税法第15条第1項第3号 (事業の休廃止)	近隣に大型店舗が進出したことにより、平成××年1月から9月までの売上が前年比70%減となるなど業績が著しく悪化したため、平成××年10月に従業員を全員解雇し、衣料品販売業を廃業した。	廃業に伴い、在庫商品を原価割れで売却したことによる損失67万円及び従業員3人を解雇した際に支払った退職金の合計135万円を合わせた202万円が、猶予該当事実があったことによる支出又は損失となっている。
地方税法第15条第1項第4号 (事業上の著しい損失)	平成××年3月期は250万円の利益があったが、平成××年6月から主要取引先である○○社からの受注がなくなったこと等から、平成○○年3月期は150万円の損失となってしまった。	平成○○年3月期の損失150万円のうち、平成××年3月期の利益金額250万円の2分の1の金額125万円を超える部分である25万円が、猶予該当事実があったことによる損失となっている。
地方税法第15条第2項 (本来の期限から1年を経過した後に納付すべき市税等が確定した場合)	原則として記載不要 (やむを得ない理由により猶予を受けようとする市税等の納期限後に申請書を提出する場合は、そのやむを得ない理由を記載します。)	納付すべき税額30万円のうち、納期限までに納付できる金額は5万円のみであり、残額25万円については、一時に納付することができない。

- ⑥ 「猶予期間の開始日」(\*)から「納付計画の最終日」を記載します。

\* 「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日ですが、次に掲げる場合にはそれぞれの日です。

- ・申請書を提出する日が猶予を受けようとする市税等の納期限以前である場合は、納期限の翌日
- ・災害をうけた場合など、猶予該当事実の生じた日が明らかであると認められる場合は、猶予該当事実が生じた日

- ⑦ 『財産収支状況書』のFの17「分割納付金額の計算」表の【分割納付金額】欄の金額を参考にし、記入します。また、【年月】欄の年月内の任意の日を期限として記載してください。なお、月末を期限とする場合で月末にあたる日が閉庁日の場合は翌月最初の開庁日を期限日とすることができます。
- ⑧ 『換価の猶予申請書』の【担保】欄及び【担保の種類、数量、価額及び数量】、【担保を提供することができない場合のその特別の事情】欄の記載方法の説明（⇒9ページ）と同様です。